

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	2025さっぽろ雪まつりで展示するムービングハウスの運搬・設置及び撤収業務
発 注 課	環境都市推進部 環境政策課
選 定 事 業 者	株式会社アーキビジョン二十一
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本市は、雪まつりにおけるペロブスカイト太陽電池等に関する実証実験の実施にあたり、YKK AP株式会社と連携協定を締結している。当該実証実験では、積雪寒冷地における建築物の環境を再現するため、「ムービングハウス」という工場で製造する木造住宅を使用することとしており、当該協定では、ムービングハウスの製作をYKK AP株式会社が、ムービングハウスの製作工場から雪まつりの大通会場3丁目までの運搬・設置及び撤収を本市が担うという役割分担としている。 当該ムービングハウスの運搬にあたっては、吊り上げ時の安全性向上、ムービングハウスの損傷のリスク減少など、ムービングハウスへの影響、安全性の観点から、株式会社アーキビジョン二十一が特許を有する特許第5830191号「木造建築物輸送用金具およびこの金具を用いた木造建築物の輸送方法」により運搬する必要がある。 また、当該ムービングハウスに搭載するペロブスカイト太陽電池等を用いた建材一体型太陽光発電は、YKK AP株式会社が開発中のもので、構造や設置方法などは同社の事業運営において他事業者には秘匿すべき機密情報である。このため、YKK AP株式会社からは、当該機密情報が現時点で雪まつりの出展に関与している事業者以外に流出することのないよう、申し入れがなされている。 株式会社アーキビジョン二十一は、当該ムービングハウスを製作している事業者であり、雪まつりの出展に関与している事業者の中で、唯一前述の特許による運搬方法で運搬可能な事業者であることから、本業務を行うにあたり必要な条件・能力を有しており、業務の確実な履行を確保できるのは、株式会社アーキビジョン二十一のみである。 上記選定業者は本市の入札参加資格者ではないものの、以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、上記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決 定 日	令和7年1月21日
-------	-----------